(c) 当該措置の法的根拠その他の根拠
(d) 当該措置の簡潔な説明

注釈　この2の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。両締約国は、可能な場合には、この2の規定において要求される表をこの協定の効力発生の後五年以内に作成することを了解する。

3　第十四章に定める紛争解決手続は、1及び2の規定から生ずる紛争については、適用しない。

第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可した他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。経済発展の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2　1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a) 締約国により内国民待遇の原則に基づいて適用され、かつ、他方の締約国が第三国よりも不利でないように取り扱われるものであること。
(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七十条　補助金

1　各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2　いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3　2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。
(a) 当該補助金を交付するための国内法令
(b) 当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）
(c) 政策目的又は当該補助金の目的
(d) 当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間
(e) 補助金の交付を受ける資格要件（潜在的な受益者に関するものを含む。）

4　第十四章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

第七十一条　約束の見直し

1　両締約国は、この協定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協定の効力発生の日から三年以内に最初の見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮する。

第七十二条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。
(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。
(b) 国内法令に関する情報を交換すること。
(c) この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。
(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七章　自然人の移動

第七十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の入国及び一時的な滞在を比較可能な形で促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに各締約国の国境の安全を確保する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、1の規定に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第七十四条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住者若しくは雇用に関する措置については、適用しない。